生駒市規則第8号

生駒市職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月14日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「係長」の次に「、副係長」を、「主事」の次に「、副主事」を加え、同表技術職員の項中「主幹」の次に「、指導主事、園長」を加え、「指導主事、園長」を「副園長」に改め、「主任保育士」の次に「、副係長」を加え、「技師」を「主事、技師、副主事、副技師」に改め、同表技能職員の項中「、副主任」を削る。

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第2条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第46条の見出し中「主幹」の次に「又は指導主事」を加え、同条第1項中 「主幹」の次に「又は指導主事(こども課の指導主事に限る。以下同じ。)」を 加え、同条に次に1項を加える。

3 指導主事は、上司の命を受け、保育所の運営に関する指導業務を掌理し、 所属職員を指揮監督する。

第47条の見出し中「、館長又は指導主事」を「又は館長」に改め、同条第 1項中「、館長」を「又は館長」に改め、「又は指導主事(こども課の指導主 事に限る。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「又は館長」を「及び館長」に 改め、同条第4項を削る。

第49条の見出しを「(副係長、主査、主任、主事又は技師)」に改め、同条第1項中「主査又は主任」を「副係長、主査、主任、主事又は技師」に改め、同条第3項中「主任」の次に「、主事及び技師」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。2 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第52条第1項中「主幹」の次に「、指導主事」を加え、「、館長又は指導 主事」を「又は館長」に改める。

(生駒市会計課設置規則の一部改正)

第3条 生駒市会計課設置規則 (昭和46年11月生駒市規則第19号) の一部 を次のように改正する。

第7条の見出しを「(副係長、主査、主任又は主事)」に改め、同条第1項中「主査又は主任」を「副係長、主査、主任又は主事」に改め、同条第3項中「主任」の次に「及び主事」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の4の項中「市長事務部局の主幹」の次に「、こども 課の指導主事、保育所の園長(職務の級が7級の者に限る。)」を、「教育委員 会事務局の主幹」の次に「、幼稚園の園長(職務の級が7級の者に限る。)」を 加え、同表の5の項中「、こども課の指導主事」を削り、「保育所の園長」の 次に「(職務の級が6級の者に限る。)及び副園長」を加え、「、幼稚園指導主 事」を「(職務の級が6級の者に限る。)及び副園長」に改める。

第9条の2第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第5条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和41年11月生駒市規則第6 号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(昇給区分及び昇給の号給数)

- 第13条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、市長が定めるところにより行うものとする。
  - (1) 勤務成績が極めて良好である職員 S

- (2) 勤務成績が特に良好である職員 A
- (3) 勤務成績が良好である職員 B
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 C
- (5) 勤務成績が良好でない職員 D
- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号 に定める昇給区分に決定するものとする。
  - (1) 市長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) C
  - (2) 市長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する 期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D
- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の 勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不 適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長 と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(S及びAの昇給区分を除 く。)に決定することができる。
- 4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるS又はAの昇給区分に決定する職員の数の割合は、市長が定める割合におおむね合致していなければならない。
- 5 条例第4条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第 8の昇給号給数表に定める号給数とする。
- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第10条第3項若し くは第17条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規

定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(市長が定める職員にあっては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で、市長が定める号給数)とする。

- 7 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第11条の2第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 1の昇給日において第1項の規定により昇給区分をS又はAに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第4項の市長が定める割合等を考慮して市長が定める号給数を超えてはならない。

第18条第1項中「別表第8」を「別表第9」に改める。

別表第1の2級の項中「主事及び技師」を「副主事及び副技師」に改め、同表の3級の項中「主任」を「主事及び技師」に改め、同表の4級の項中「困難な業務を処理する」を削り、同表の5級の項中「係長」の次に「、副係長」を加える。

別表第8を別表第9とし、別表第7の次に次の1表を加える。 別表第8 (第13条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給区分	S	A	В	С	D
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第4条第5項に掲げる職員以外の職員に、下段の号給数は同項に掲げる職員に適用する。

(技能職員の給与等に関する規則の一部改正)

第6条 技能職員の給与等に関する規則(昭和41年12月生駒市規則第9号) の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下 この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第4項を次 のように改める。

4 55歳を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間に おけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に 限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市 長の定める基準に従い決定するものとする。

第6条第2項を次のように改める。

2 職員のうち主任には100分の5 (任命権者が指定する主任にあっては100分の7) の割合を、前項の期末手当及び勤勉手当の割合に加算するものとする。

(生駒市予算規則の一部改正)

第7条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

様式第2号中「係長・主査」を「係長・副係長・主査」に改める。

(生駒市会計規則の一部改正)

第8条 生駒市会計規則 (昭和48年3月生駒市規則第2号) の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1号中「小平尾南児童館長及び」を「小平尾南児童館長並びに」に 改め、「保育所の園長」の次に「及び副園長」を、「学校の園長」の次に「、 副園長」を加える。

(生駒市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第9条 生駒市消防本部の組織に関する規則(平成7年3月生駒市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(副係長又は主査)」に改め、同条第1項中「主査」を「副係長又は主査」に改め、同条第2項中「主査」を「副係長及び主査」に 改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第16条の見出し及び同条第1項中「主任」の次に「又は主事」を加え、同 条第2項及び第3項中「主任」の次に「及び主事」を加える。

第18条中「係長」の次に「、副係長」を加える。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。